

# 公認審判員推薦並びに資格取得者のための内規

平成24年12月 1日制定

平成28年12月 1日制定

平成29年 3月26日一部改正

日本陸上競技連盟公認審判員規程に基づき、推薦手続き、並びに資格取得のための内規を次のように定める。

## 1 公認審判員の資格取得

### (1) B級公認審判員

満18歳（推薦年度の3月末日）に達した者及び競技運営委員長の推薦する知識・理解・見識等の優れた者が、B級審判員となりうる資格を有する。

（条件）

- ①補助員として公認コード番号のある競技会に3回大会以上出席し研修した者。
- ②補助員として長野陸協主催大会（駅伝含む）に出席し研修した者。
- ③申請年度を含む過去2年以内に1回以上B級資格取得のための講習会を受講した者。

尚、大会・講習会への出席には、その都度審判研修員カード（県陸協制定）を持参すること。

〔注〕日本陸上競技連盟「公認審判員規程」（以下、「陸連公認審判員規程」とする）第3条3項 — B級公認審判員は、本連盟主催の競技会の審判をすることができる技術と知識を持った者。

### (2) A級公認審判員

現在B級審判員として満10年（ただし、精励度、出席回数で、8～9年もあり得る）を経過し、下記の条件に該当する経験豊かで競技規則に精通し、審判技術に優れた公認審判員規定第3条3項に該当する者のうち、心身ともに健康で好ましい人間関係を有する者及び競技運営委員長の推薦する者。

（条件）

- ①最近5ヵ年間、審判員として40回大会以上出席した者（うち県陸協主催・主管に係わる競技会の審判経験15回大会以上）
- ②県選手権大会（春季大会・選手権大会）に、積極的に出席して審判にあたった者。
- ③最近5ヵ年間で3回（同一年度では1回としてカウント）の審判講習会に出席し、規則の研究並びに技術の向上に努めた者。

### (3) S級公認審判員

①公認審判員規程第4条に該当し、心身共に健康で競技規則に精通し、熟練した審判技術を持ち好ましい人間関係を有すること。

〔注〕「陸連公認審判員規程」第4条の該当事項 — A級公認審判員で満10年を経過し、満60歳に達した者（推薦年度の3月末日に）は、S級公認審判員となる資格を有する。

この条項はS級公認審判員となり得る経過年数と年齢制限であり、最も基本的な事項である。

②日本陸上競技連盟主催、共催にかかる国際大会、全国大会又はこれに準ずる大会に意欲的態度にてしばしば出席して審判の任にあたりると共に常に研究を重ね熟練した審判技術を有する者。以上2条件がS級公認審判員となり得る資格の条件であるが、全国大会等がしばしば行われない地方にあっては、それ相応に考慮される。

（条件）A級公認審判員に同じ。

## 2 公認審判員の推薦手続き

公認審判員の推薦については、長野陸協は次の手順により処理している。

### ①A級及びB級公認審判員

長野陸協登録会員または競技者で、公認審判員規定及び内規により支部から推薦されたもの及び競技運営委員長の推薦した者について競技運営委員会で審査し、理事会の承認を経て、日本陸上競技連盟が委嘱している。各級の申請時には写真を2枚必ず提出するとともに、審査料を納付する（不合格の場合も返却しない）。その他書類不備の場合は審査しない。

### ②S級公認審判員

長野陸協登録会員で、公認審判員規程及び内規により支部から推薦された者について審判委員会が審査し、適任と認めたものを日本陸上競技連盟に申請する。

〔注〕「陸連公認審判員規程」第4条の該当事項

1 S級公認審判員は加盟団体から推薦する。推薦書は毎年12月末日までに日本陸上競技連盟に必着のこと。

2 S級公認審判員は、日本陸上競技連盟で審査し、理事会の承認を得て日本陸上競技連盟がこれを委嘱する。

### ③その他

加盟団体は毎年4月末日までに日本陸上競技連盟に対し、当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

④提出書類

- 1 書式第1号・第2号による。書式第2号は必ず本人が記入する。但し、推薦理由欄は申請責任者（支部審判部長）が記入する。
- 2 A級以上の推薦候補者は、公認審判員証(手帳)を必ず添付すること。2冊以上になるときは、最近のものだけでなく各種別で取得した当時のものから全てを添付すること。(手帳の貼り付けはしないこと) 黒表紙の手帳は青表紙に切り替えること。
- 3 B級資格取得候補者は、審判研修員カード(陸協制定)を必ず添付すること。  
これら手帳・カードの添付のないものについては、審査の対象から除外する。

⑤提出書類の提出先は、審判部長とする。

⑥提出締切日

推薦書は支部審判部長を経由し、審判部長へ毎年10月5日必着のこと。支部を経由しないもの及び締切日以後のものは、審査の対象としない。

⑦提出上の注意事項

送付に当たっては、各書式ならびに公認審判員証(手帳)、審判研修カード、写真2枚に登録番号を記入し支部ごと一括の上、表に「公認審判員審査名簿在中」と朱書きし、審査料を同封し現金書留で郵送のこと。

⑧公認審判員取得・昇格資格審査及び年度登録料は以下のとおりである。

(単価:円)

審判種別	新規B級	A 級昇格	S 級昇格
審査料		3,000	

新規取得・昇格関係費用	B 級	A 級	S 級
審判員手帳		350	
バッジ(襟章)	300	0	2,100
審判員証	600	0	
ホルダー(ストラップ付)	600	0	
写真(4.5×3.5)		2枚	
合計	1,850	350	2,450

※年度登録料	3,500
--------	-------

附 則

本内規は平成24年12月 1日から施行する。

本内規は平成28年 2月20日から施行する。

本規程は平成29年 4月 1日から施行する。(審査料、年度登録料、種別登録料、役員負担金変更)

[註] 申請書類の送付先は別途指示する。

## 公認審判員の心得

公認審判員は、競技者の良き指導者として高い見識を有し、常に競技規則を研鑽するとともに正しい審判技術を身につけ、公正にして適切な審判ができ、競技会の円滑な運営を図るために協力しなければならない。以下の各項目は、公認審判員の資質の向上を図ると共に、上級種別の資格取得のための資料として斟酌されるものである。

- (1)公認審判員は、競技会役員として委嘱を受けた時は、必ず参画し数多く競技実例を体得し、審判技術を磨くように努める。
- (2)公認審判員は、直接競技役員として参画する以外に、努めて数多くの競技会を見学・視察して、競技会の運営並びに審判法を全般的に身につけるよう努める。
- (3)公認審判員は、毎年少なくとも1回以上の審判研修会に出席し、規則の研究並びに技術の向上に努める。
- (4)公認審判員は、自己の専門領域外の審判技術に対しても、精通することが大切である。特に、B級の新進気鋭の時期においては、トラック・跳躍・投てき・監察などオールラウンドの試練の場を経るよう努める。